

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求めらる。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「特別支援教育室」の次に「及び全国高校総体推進室」を加える。

第5条第9号中「及び特別支援教育室長」を「、特別支援教育室長及び全国高校総体推進室長」に改める。

別表中「かい」を「室」に改め、同表教育総務部の部教育政策課の項事務分掌の欄第18号及び第19号を削り、同表学校教育部の部健康教育課の項事務分掌の欄中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 全国高校総体推進室（室）に関する事。

別表学校教育部の部健康教育課の項の次に次のように加える。

全国高校総体推進室（室）	(1) 全国高等学校総合体育大会に関する事。
--------------	------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理させるための熊本市教育委員会事

務局の内部組織として全国高校総体推進室（室）を新設する等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、熊本市教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の内部組織を定めるものとする。</p> <p>（組織及び事務分掌）</p> <p>第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。</p> <p>2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。</p> <p>第3条 削除</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育委員会が別に定める課に副課長を置く。</p> <p>3 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>4 特別支援教育室及び全国高校総体推進室に室長及び主査を置く。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（各職位の基本的職能）</p> <p>第5条 別に定めるもののほか、教育次長以下各職位の基本的職能は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育次長の基本的職能</p> <p>ア 重要施策の決定及び推進について、提案、助言及び調整を行う。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、熊本市教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の内部組織を定めるものとする。</p> <p>（組織及び事務分掌）</p> <p>第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。</p> <p>2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。</p> <p>第3条 削除</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育委員会が別に定める課に副課長を置く。</p> <p>3 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>4 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（各職位の基本的職能）</p> <p>第5条 別に定めるもののほか、教育次長以下各職位の基本的職能は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育次長の基本的職能</p> <p>ア 重要施策の決定及び推進について、提案、助言及び調整を行う。</p>

(2) 総括審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特に重要な施策に関する特命事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

(3) 部長の基本的職能

ア 事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関し、所管事項について上司を補佐し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

イ 事務局の基本方針及び基本計画の決定に基づき、部の執行方針及び執行方針実現のための実施計画を立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、部の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、上司の指示を受けて事務局の調整を図る。

オ 所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上申及び改善の提案を行う。

(4) 首席審議員及び首席教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、部の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

(5) 課長及び人権教育指導室長の基本的職能

ア 部の執行方針及び実施計画の決定及び推進について、所管事項に係る提案、助言等により、上司を補佐する。

イ 部の執行方針及び実施計画の決定に基づき、所管事務事業の個別計画を具体的に設定し、及び立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、課又は室の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

(2) 総括審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特に重要な施策に関する特命事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

(3) 部長の基本的職能

ア 事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関し、所管事項について上司を補佐し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

イ 事務局の基本方針及び基本計画の決定に基づき、部の執行方針及び執行方針実現のための実施計画を立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、部の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、上司の指示を受けて事務局の調整を図る。

オ 所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上申及び改善の提案を行う。

(4) 首席審議員及び首席教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、部の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

(5) 課長及び人権教育指導室長の基本的職能

ア 部の執行方針及び実施計画の決定及び推進について、所管事項に係る提案、助言等により、上司を補佐する。

イ 部の執行方針及び実施計画の決定に基づき、所管事務事業の個別計画を具体的に設定し、及び立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、課又は室の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の執行状況を常に把握し、進行管理及び計画の変更並びに異例事項等について上司に報告し、その指示を受けて課又は室の調整を図る。

オ 所管業務の事務改善に留意し、有効かつ適切な執行能力を確保するために、最善の努力を払う。

(6) 副課長の基本的職能

ア 課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について一般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ 課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

(7) 審議員及び教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(8) 政策審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関する特命事項の企画、立案及び調整に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(9) 教育相談室長、**特別支援教育室長及び全国高校総体推進室長**の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管の事務を処理するとともに、直属上司に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

イ 所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するた

エ 所管事務事業の執行状況を常に把握し、進行管理及び計画の変更並びに異例事項等について上司に報告し、その指示を受けて課又は室の調整を図る。

オ 所管業務の事務改善に留意し、有効かつ適切な執行能力を確保するために、最善の努力を払う。

(6) 副課長の基本的職能

ア 課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について一般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ 課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

(7) 審議員及び教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(8) 政策審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関する特命事項の企画、立案及び調整に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(9) 教育相談室長**及び特別支援教育室長**の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管の事務を処理するとともに、直属上司に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

イ 所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するた

め最善の努力を払う。

(10) 課長補佐の基本的職能

ア 直属上級職位の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について一般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(11) 主幹の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(12) 主査の基本的職能

ア 課の個別計画の具体的設定及び推進について、所管事項に係る提案等により、課長を補佐する。

イ 課の個別計画の具体的設定に基づき、所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

エ 課長の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

オ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(13) 参事その他専門職位の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あら

め最善の努力を払う。

(10) 課長補佐の基本的職能

ア 直属上級職位の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について一般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(11) 主幹の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(12) 主査の基本的職能

ア 課の個別計画の具体的設定及び推進について、所管事項に係る提案等により、課長を補佐する。

イ 課の個別計画の具体的設定に基づき、所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

エ 課長の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

オ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(13) 参事その他専門職位の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あら

かじめ定められた事項について代行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 熊本市人権教育指導室設置規則（平成2年教委規則第7号）は廃止する。

別表（第2条関係）

部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (3) 教育委員会会議に関する事。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関する事。 (5) 公告式及び令達に関する事。 (6) 教育予算の総括調整に関する事。 (7) 組織管理及び事務管理に関する事。 (8) 公印の管理に関する事。 (9) 文書の収発及び管理に関する事。 (10) 職員の人事、服務及び給与に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (11) 職員定数の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 国際交流の調整に関する事。 (13) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (14) 調査及び統計に関する事（他の課又は

かじめ定められた事項について代行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 熊本市人権教育指導室設置規則（平成2年教委規則第7号）は廃止する。

別表（第2条関係）

部	課・かい	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (3) 教育委員会会議に関する事。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関する事。 (5) 公告式及び令達に関する事。 (6) 教育予算の総括調整に関する事。 (7) 組織管理及び事務管理に関する事。 (8) 公印の管理に関する事。 (9) 文書の収発及び管理に関する事。 (10) 職員の人事、服務及び給与に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (11) 職員定数の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 国際交流の調整に関する事。 (13) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (14) 調査及び統計に関する事（他の課又は

	<p>室の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p> <p>(17) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。</p> <p>【削る。】</p> <p>【削る。】</p>		<p>室の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p> <p>(17) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。</p> <p>【削る。】</p> <p>【削る。】</p>
学務課	<p>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学に関すること（他の室の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>	学務課	<p>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学に関すること（他の室の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>
施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) 用地に関すること。</p>	施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) 用地に関すること。</p>
青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 金峰山少年自然の家に関すること。</p>	青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 金峰山少年自然の家に関すること。</p>

		(5) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関する こと。 (6) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進 委員会に関すること。			(5) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関する こと。 (6) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進 委員会に関すること。
学校教育部	教職員課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること。 (3) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並び に小学校、中学校及び特別支援学校の事務 職員をいう。以下この項において同じ。） の人事、サービス及び給与に関すること。 (4) 教職員定数の管理に関すること。 (5) 学校の学級編制に関すること。 (6) 教職員の採用及び昇任の選考に関するこ と。 (7) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除 く。）の研修の総括調整に関すること。	学校教育部	教職員課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること。 (3) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並び に小学校、中学校及び特別支援学校の事務 職員をいう。以下この項において同じ。） の人事、サービス及び給与に関すること。 (4) 教職員定数の管理に関すること。 (5) 学校の学級編制に関すること。 (6) 教職員の採用及び昇任の選考に関するこ と。 (7) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除 く。）の研修の総括調整に関すること。
	総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関す ること。 (3) 教育相談室（室）に関すること。 (4) 特別支援教育室（室）に関すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関する こと。		総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関す ること。 (3) 教育相談室（室）に関すること。 (4) 特別支援教育室（室）に関すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関する こと。
	教育相談室（室）	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関するこ と。		教育相談室（室）	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関するこ と。
	特別支援教育室 （室）	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関す ること。		特別支援教育室 （室）	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関す ること。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。 (4) 特別支援学校に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市就学支援委員会に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。 (4) 特別支援学校に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市就学支援委員会に関すること。
指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (2) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 (3) 教育評価に係る指導に関すること。 (4) その他学校教育の指導に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。 	指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (2) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 (3) 教育評価に係る指導に関すること。 (4) その他学校教育の指導に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。
健康教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健及び学校安全に関すること。 (2) 学校体育及び食育の指導に関すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 (4) 学校給食の実施に関すること。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関すること。 (7) 学校給食共同調理場に関すること。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に 	健康教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健及び学校安全に関すること。 (2) 学校体育及び食育の指導に関すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 (4) 学校給食の実施に関すること。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関すること。 (7) 学校給食共同調理場に関すること。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に

	<p>関すること。</p> <p>(9) 全国高校総体推進室(室)に関すること。</p> <p>(10) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会に関すること。</p>		<p>関すること。</p> <p>【追加】</p> <p>(9) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会に関すること。</p>
全国高校総体推進室(室)	(1) 全国高等学校総合体育大会に関すること。	【追加】	
人権教育指導室	<p>(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関すること。</p> <p>(4) 同和問題に係る教育施策に関すること。</p> <p>(5) その他人権教育に関すること。</p>	人権教育指導室	<p>(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関すること。</p> <p>(4) 同和問題に係る教育施策に関すること。</p> <p>(5) その他人権教育に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。